

令和 3 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 24 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和3年6月24日〔木曜日〕午前9時26分開議

本日の会議に付した案件

議案第44号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

こども未来部

の所管に属する事項

議案第47号 江南市公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

保育園空調設備改修事業

議案第51号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 宮田達男君 副委員長 大薮豊数君

委員 河合正猛君 委員 野下達哉君

委員 古池勝英君 委員 掛布まち子君

委員 田村徳周君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長 堀元君 議員 三輪陽子君

議員 片山裕之君
議員 長尾光春君

議員 石原資泰君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君 副主幹 前田昌彦君
書記 岩本達明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

健康福祉部長 松本朋彦君

教育部長 梅本孝哉君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝瀬隆志君

高齢者生きがい課長 平野優子君

高齢者生きがい課主幹 間宮徹君

高齢者生きがい課副主幹 土谷武史君

福祉課長 倉知江理子君

健康づくり課長兼保健センター所長 中山英樹君

保険年金課長 相京政樹君

教育課長 茶原健二君

教育課管理指導主事 石原香蔵君

教育課主幹 夫馬靖幸君

教育課副主幹 千田美佳君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

生涯学習課長兼少年センター所長

可 児 孝 之 君

生涯学習課副主幹

岩 田 麻 里 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

こども政策課長

稲 田 剛 君

保育課指導保育士

真 野 桂 子 君

保育課主幹

梶 田 博 志 君

保育課副主幹

横 井 貴 司 君

○委員長 それでは、定刻よりも若干早いですけれども、委員の皆さんがそろっておりますので、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

私のほうから挨拶のほうをさせていただきたいと思います。

この厚生文教委員会は、まさにコロナ禍の中で最前線を担っていただく部ばかりでございます。健康福祉部におかれましてはワクチンの最前線を、こども未来部及び教育部におきましてはワクチンを打たない方への対応、12歳以下のワクチンを打たない方の対応をさせていただいている、まさに江南市において最前線を担っていただく部ばかりであります。そういった部の委員会でございますので、今年1年間、まだ1年かかるとは思いますけれども、いろいろな対応をさせていただく中で力のほうを発揮させていただきたいと思ひますし、委員会のほうとしても、それに対応していかなければならないと思ひます。

私のほうにおきましては議員になって3年目ではございますけれども、この大事なときの厚生文教委員長を拝命いたしましたので、しっかり力の限り尽くしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、市長から御挨拶のほうをお願い申し上げます。

○市長 皆さん、おはようございます。

ただいま委員長の御挨拶の中で現況のことをよく理解していただいておりますこと、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

去る6月10日に6月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長のほうは御公務のため、ここで退席をさせていただきます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第44号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、こども未来部の所管に属する事項をはじ

め4議案を審査いたします。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前9時29分 休 憩

午前9時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただけますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆さんにお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

**議案第44号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
こども未来部
の所管に属する事項**

○委員長 最初に、議案第44号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、こども未来部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 議案第44号について御説明申し上げますので、議案書の

8 ページをお願いいたします。

令和3年議案第44号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

9 ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）を10ページ、11ページには江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

こども政策課に係る箇所は、10ページの最下段から11ページ上段の2. 民生関係でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 11ページのところに、この利用料が2,000円とありますが、ここに出てきておりますので実際に後からまた出てくると思いますが、ここでちょっとお聞きしてよかったですか、委員長。

○委員長 はい、大丈夫です。

○野下委員 この2,000円については、病児、それから病後児、両方多分ここは受入れだというふうに認識しておりますが、これは全く病児であっても病後児であっても同一金額でしょうか、まず1点お願いします。

○こども政策課長 病児であっても病後児であっても同一の料金2,000円でございます。

○野下委員 既に病児と病後児を行っている自治体もあります。近隣でもあります。差がついているんですね、病児と病後児自体で利用料が。かつ年齢によっても差があるんです。この辺は、どのように検討していただいているという結果になったのでしょうか、江南市の場合は、その点お願いします。

○こども政策課長 県内の市町村の利用料を調査しましたところ、年齢によって差をつけていらっしゃる場所もございます。市町村によっては病児・病後児というくくりでやっているところ、病後児だけやっている、そういうくくりのところがございます。

市町村は、おおむね大体、この江南市が2,000円というふうに設定させていただいておりますけれど、比較的、病児・病後児の対応をさせていただいているところにおいては、2,000円前後の利用料を設定しているというふうに認

識しております。以上でございます。

○野下委員　すみません、申し訳ないですけど、今おっしゃいましたが、例えば岩倉市は病児と病後児両方やっているんですけど、病児と病後児のほうに共に金額がちょっと違うように、私ちょっと調べた結果出ていると思うんですけど、病児が少し高く病後児が若干安い、かつ年齢によってもそれぞれ差がついているということで今課長がおっしゃったんですけど、ほとんどそう変わらないという話ですけど、そういった情報も当然仕入れてみえて、年齢関係なく均一2,000円ということになったんでしょうか、それともそういう情報はなしで、この2,000円ということによって一律にしたんでしょうか。

○こども政策課長　県内の表をちょっと見ておるんですけど、岩倉市の状況でございます。先ほど野下委員がおっしゃった病児と病後児で値段が違うという情報というのは、申し訳ありません、承知しておりませんでした。年齢によって差があるというのは、3歳児、3歳未満児については2,100円、3歳児については900円、4歳児以上というのは800円というふうに承知をしておりまして、参考として保育の一時預かりと同額というふうな情報もちょっとありまして、病児・病後児とで金額が違うということは承知しておりませんでした。申し訳ありませんでした。

それで、先ほどとちょっと同じお答えになってしまうんですが、江南市でそうした2,000円という金額を決めさせていただいた理由というのは、保育の一時預かりと同額でやっているというところが多いというふうに思っておりますので、このような江南市においても江南市の一時保育と同じような金額、同じ金額というふうな考え方とさせていただいております。

○野下委員　まあ聞いてもいかんですけど、今の課長は、ちょっとその辺は把握されていなかったという部分があったようでございますけれども、議案でここまで出てきていますが、今後そういう視点の見直しという観点はないんでしょうか。

○こども政策課長　今の段階では、江南市としましては先ほどもちょっと申しましたが、保育の保育園の一時預かりと同じ考え方を持って利用料を設定していくという趣旨で持っておりますので、それに合わせた形でやっていきたいと思っておりますので、今の段階で、いついつ利用料の変更をするとか

ということは今の段階ではございませんので、よろしく願いいたします。

○野下委員　今後初めてこれをされるわけでございますので、当然ほかの市町等も絡んできますので、やっぱり利用者にとっては、どうしても江南市と例えば近隣市町というふうに出てくるわけですので、今後のそういった、ほかの自治体の取組も参考にして、変更ができる時期があったらぜひこれは考えていただきたいと、病児・病後児ということと含めてね、その点を要望だけさせてもらいます。

○委員長　要望として、ではお願いいたします。

○掛布委員　重なるんですけれども、この病児・病後児保育の利用料の設定というのは、全く自治体独自で自由に設定してもよろしいものなのでしょうか、まずそこをお尋ねしたいです。

○こども政策課長　一時保育の利用料の設定というのは自治体独自で決めておるものと思っております。

○掛布委員　先ほども岩倉市は全然違う決め方という指摘があったんですけども、今まで江南市にはなかったので、江南市の方は大口にありますつくしクリニックを利用させてもらっていました。そのときの利用料が2,030円ということなんですけれども、大口のほうをちょっと調べましたら1時間単位で500円という、そういう利用料の設定になっていて、実際、病児の子を丸1日預けるというのは、ちょっと保護者の感覚からいってあまりないのかなあという気もするものですから、もうちょっと柔軟に検討はできなかったのかなと思います。

それと、あと7か月から小学校3年生までということで、3歳未満児は保育料を払っていますが、3歳以上は無償化ですので、保育料がない段階で1日預けて2,000円というのは、保護者の感覚からいくと非常にちょっと高くハードルがちょっと高いのかなという気もしてしまうわけなんですけれども、もう少しそういった柔軟に保護者負担を減らすような観点の決め方というのはできないものなのでしょうか。

○こども政策課長　扶桑町・大口町でございしますが、両町で同じ設定としておるようです。掛布委員がおっしゃったように扶桑町・大口町では1時間当たり500円という設定がされておりますが、1日当たり最大3,000円、短時間

での預かりということであれば3,000円より少ないという場合もあるかもしれませんが、扶桑町・大口町の場合は朝8時半から17時30分まで目いっぱい使っていただくと最大3,000円ということでもございます。一概に、扶桑町・大口町の例えではありますが、短時間利用の方については大変メリットはあるとは思いますが、思っております。

しかしながら繰り返しとなりますが、県内市町村を見比べていきますと時間でやっているところもございますが、そういった市町は少数でございます。大体が1日幾らという設定をしておるところでございます。保護者負担の軽減という観点で申し上げさせていただきましますと、生活保護世帯であるとか、住民税非課税世帯とか、あと児童扶養手当を受給されている世帯については減免措置を講じる予定でございますので、それで負担軽減という点で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑は。

○田村委員　すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけど、議案質疑の中で算出根拠の説明があったんですけども、その際に利用者人数が想定されていましたが、施設の利用者のキャパシティーは1日当たり最大何人で、年間当たり最大何人なんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○こども政策課長　三輪議員の議案質疑でございましたが、まず今年度に限りますは、あくまで利用の見込みについては208人を見込んでおります。1日当たり利用の定員は3人としております。大体おおむね1日2名当たり利用があるのではないかというふうなことで積算をしておりますので、お願いいたします。

○田村委員　ありがとうございます。

それじゃあ続けてちょっとお尋ねしたいんですけど、保育施設の設置に伴うイニシャルコストの負担についてはどのようになっているんですか。民間業者にお願いしているのか、あるいは利用料に組み込まれているのか、ちょっと確認させていただきたいんですが、お願いします。

○こども政策課長　病児・病後児保育施設の建設のイニシャルコストについては、基本的にはクリニックの負担となっております。ただ、そのうち今回補正予算でも上げさせていただいておりますが、開設準備費ということで今

回400万円、病児保育室で使う備品でありますだとか、周知広報するためのチラシなどが利用できる開設準備費補助金というのをお願いしておりまして、そちらのほうは、お認めいただきましたらクリニックのほうに補助していきたいというふうに思っております。

○田村委員　はい、分かりました。

○野下委員　もう一点だけいいですか。申し訳ないです。

今ここで議案で出ているのは2,000円の部分だけなんで、それにちょっと後からまた議案が多分出てくるとお思いますので、そこで聞いていいのかが分からないんですけど、2,000円にちょっと絡んで、もし駄目だったらほかの議案で聞きます。

今回は、この市内の新しいところは1日2,000円ですよと、それで3名と今話があったんですけど、もしこの3名ではじかれちゃって、どうしてもほかの市町のところを利用するということも可能だと思うんですけども、今はそういうときに助成金が出ておるとお思うんですね。そういう方がもし出たときには、この制度は継続するんでしょうか。

○こども政策課長　これまで江南市で続けておりました他市町の病児・病後児保育を利用させていただく場合には最大1,000円の補助をしておりましたが、その助成制度については、若干の改正はいたしますが引き続き継続していきますので、もし江南市の病児・病後児保育施設で利用できなくて他市町の病児・病後児保育施設を利用された場合には、引き続き助成制度を受けられますので、よろしくお願いたします。

○野下委員　すみません、いいですか、ここで1点。大丈夫ですか。

○委員長　取りあえずおっしゃっていただいて。

○野下委員　今の課長の答弁で、ほかの市町を利用するときは助成が上限1,000円だったかな、これも若干変更あるかも分らんけど継続する。じゃあ、今度新しいところができるときには1日で2,000円、例えばということになると、ほかの市町を利用したほうが、保護者にとっては不便かも知れませんが、経費的には安くなるということも当然考えられるわけですね。この辺、何か違いがあるんでしょうか。

○こども政策課長　野下委員おっしゃるとおり、そこも私たち考えまして、

例えばですが、先ほど岩倉市の例がございました。岩倉市の病児・病後児保育施設を利用すると市外の方は2,500円の利用料がかかります。そこで江南市から1,000円補助すると1,500円になってしまっていて江南市の施設を利用する料金が逆転してしまいますので、先ほど申しました助成の制度のちょっと改正をしようと言ったのは、その逆転現象がないように、最低江南市では2,000円かかりますので、2,000円までは市外の病児保育施設を利用したとしても2,000円は必ず自己負担が発生するというふうな改正を予定しておりますので、先ほど野下委員がおっしゃったような他市町の病児保育施設を利用した際の、その整合性というのは解消されるのかなとは思っております。

○野下委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時52分 休憩

午前9時52分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第47号 江南市公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第47号 江南市公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

○教育課長 議案第47号について御説明申し上げますので、議案書の44ペー

ジをお願いいたします。

令和3年議案第47号 江南市公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

45ページをお願いいたします。

江南市公立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)を、46ページと47ページには条例(案)の新旧対照表を掲げています。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前9時55分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債補正のうち

保育園空調設備改修事業

○委員長 続いて、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第3条 地方債補正のうち、保育園空調設備改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）の高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、高齢者生きがい課分は、説明欄の認知症対応型共同生活介護施設整備費補助金返納金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

議案書の66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は480万3,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません、市内にある認知症対応型のグループホームが廃止になってしまったので、スプリンクラーの設置に関する補助金の返還という説明がありました。グループホームが廃止ということは、あまり住民にとってよくないことなんですけれども、これは廃止になった施設は、いつ操業を始められたところで、廃止の理由というのはどういったところにあるでしょうか。

○高齢者生きがい課長 当該施設は平成15年10月1日に開所いたしました。その後、当時は痴呆対応型共同生活介護施設として県の指定を受けております。その後、地域密着型サービス制度が創設された平成18年4月1日付で、現在、認知症対応型共同生活介護施設として市に届出がなされ、指定を受けております。

その後、長年勤めておられた施設の従事者の方が病気というふうになっておりますけれども、事情により退職することとなりまして、その後の人材確保がうまくいかず、グループホームを運営する上での人員基準を満たせなくなったということが主な原因と聞いております。以上です。

○掛布委員 ここは2ユニットの施設なんですか。

ついでにごめんなさい、ここは開設されるときに、スプリンクラーと同じように県からも開設施設の整備費として補助金を受けておられたのではないかと思うんですけれども、閉鎖という閉じるということになると、そちらの補助金の返還というのは生じてこないのか教えてください。

○高齢者生きがい課長 まず、2ユニットではなくて1ユニットの9人の施設でございます。開設に当たってのほかの補助金については活用されておられません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、こども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 こども政策課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、次に15款2項2目2節児童福祉費補助金、次に15款4項1目1節児童福祉費交付金、次に16款2項2目1節児童福祉費補助金でございます。

続いて、歳出について御説明をさせていただきます。

議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

ページ上段、3款2項1目こども政策費、補正予算額は1億865万2,000円でございます。

内容につきましては、69ページの説明欄をお願いいたします。

病児・病後児保育事業は1,150万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

参考といたしまして、補正予算説明資料の8ページに事業の概要を、9ページに位置図を掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、戻りますが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は9,714万9,000円の補正をお願いするものでございます。

この給付金支給事業の事務費の一部につきましては6月から必要となりますことから、一時的な予算流用で対応させていただいております。議決をいただいた後、流用戻しをしてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

参考といたしまして、補正予算説明資料の10ページに事業の概要を掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、こども政策課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　よろしく申し上げます。

先ほど金額などについては、おおむねほかの委員からいろいろ質問がございました。

この病児保育、病後児保育というのは江南市においては初めての試みということで、お尋ねしたいことが数点あります。

まず、子供を預けるまでの時間的な流れ、これはなぜ聞くかということ、他市町いろいろ調べてみますと、ほかの病院で子供が預からなければいけないという診断書を持ってこなければ預かれないという病児保育、病後児保育がありまして、これは本来でしたら8時か9時に子供を預けて、10時から始

まるパートに行けるお母さん方の支援だというふうに、具体的にはそんなふうに思っているんですが、江南の場合そのようなことがないかどうか。結果的には先ほどの他市町は、診断書をもらって子供が預けられると証明されたのが朝10時半と。結局11時から預かりになって、結果的には職場に今日は休みますと。全く本末転倒なんですね。そういうことがないかどうかを確認するために、子供を預けるまでの流れ、時間なども詳しく教えてください。

○こども政策課長 病後児保育の施設利用の流れでございます。

まずは基本的な流れといたしましては、まずは前日までに子供の診察をしていただきます。診察をしていただく際には病児保育施設を利用させていただくということを告げていただいた上で診察をしていただいて、その段階で次の日の予約を取った形になります。それで翌日の利用できるかどうか前日までに分かることがございます。

そして、先ほど大藪委員がおっしゃられたように急に当日ということもあり得ると思います。この場合につきましては、まだクリニックと、がちっとした正式なやり方ということではないかもしれませんが、今のところおおむね聞いておりますのは、朝、利用したい旨の電話をしていただきまして、同様に、まず診察をしていただきます。診察をしていただいた上で預かりが可能かどうかの状況を、子供の状況を診察で判断いたします。その上で、当日空きがある状況であれば利用が可能というふうになります。

○大藪委員 はい、分かりました。

そうなりますと当日でも、基本的に前日ということなので、比較的そこには時間的な余裕はあると思います。当日ということでもオーケーなんですけど、問題は空きがなければいけないというところですよ。3名でしたっけ、1日想定されている、これを過ぎてしまうと場合によっては他市町を回らなきゃいけないということになると思いますね。まあ増やせるものなら増やしてあげたいなと思いますけど、ありがとうございます。

それで、もう一つ質問があります。

休診日、近隣のこの周りのクリニック等を見てもみると、水曜日をお休みにしているとか、木曜日をお休みにしているとか、土・日休みというところもやっぱり多うございますね。そんな中で、休診日についての対応が可能か

どうか教えてください。

- こども政策課長 クリニックの休診日ですが、週中、例えばよく多いのは、水曜日とか木曜日午後休診というパターンが多いかとは思いますが、その水曜日・木曜日の休診日においても今回お願いします病児・病後児では1日預かりをしていただくようお願いをしております、病院の先生には了承をいただいておりますので、月から金までの利用は可能でございます。

代わりにと言っては何なんです、土曜日午前中、診療はあるとは思いますが、土曜日の利用はお休みとさせていただく予定となっております。

- 大藪委員 ありがとうございます。

ラスト、もう一個です。

他市町の方の利用ができるかということで、ちょっとここを聞く理由は、他市町の方が利用できるかということは、逆に言ったら他市町の方も利用される、こちらも他市町を利用するとなれば、これは例えば今のシステムはすごいと思うんですね、近隣にもないような江南市ってすごいことをやっているなと思って感心したんですけど、そうすると、例えば近くの一宮市の方とか、それから大口町の方とか、そういった方が利用したいというので予約とかをされると、そうすると利用されているわけですか。

- こども政策課長 他市町の方の利用も可能でございます。

- 大藪委員 ありがとうございます。

これってあれですか、低所得のほうも一緒に質問しても大丈夫でしょうか。

- 委員長 取りあえず。

- 大藪委員 それでは、低所得の関係の子育て世帯のほうに質問をちょっとシフトさせていただきます。

この支援金支給の流れについて、特にこれは低所得世帯ですので、いかに申請がしやすいかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが、申請の流れを軽くちょっと教えていただきたいと思います。

- こども政策課長 今、申請の流れということで御質問いただきましたが、まずは申請いただかなくても給付ができる方がございます。というのは、議案書の説明資料にもちょっと書いてございますが、申請が必要でない方というのは児童手当と特別児童扶養手当を受給されていて、かつ非課税世帯の方

については申請が不要で、市のほうから一旦お手紙で通知をさせていただきまして、給付をさせていただくという通知をさせていただいた上で支給をしてまいりますという方がございます。

申請が必要な方は、先ほど申しました児童手当とか特別児童扶養手当をもらっていない、例えば15歳から18歳までの児童を養育されている世帯については申請が必要になってまいります。そうした方々については広報で、7月号広報にまずお知らせをいたします。ホームページにもお知らせを載せます。あと、そうした方々に対して通知をお出しいたします。こういう制度の通知をさせていただきます。該当する場合にはお手続きをしてくださいというようなことで通知をさせていただきますので、そうした形でもって漏れのないようにしていこうと思っております。

あと、申請の流れについては、そういった形で見ていただいた上で、市役所のほうに来ていただいて申請書のほうを御記入いただくと。前の給付金るときからございますように、なるべく簡易な形で御申請いただけるような申請書類を国のほうも用意しておりますので、御負担はかなり少なくなっているというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員　ありがとうございます。非常に分かりやすかったですし、取りこぼしがないようにできているシステムはいいなと思いました。

問題は、この申請から支給までの速度、特に昨今、新聞等でにぎわしております、例えば協力金・支援金などが、例えば1月に申請したのに支給されるのが5月とか6月だなんていう話がよく聞かれますが、この点はいかがでしょうか。

○こども政策課長　お振込の日程でございますが、おおむね御申請いただいてから1か月前後を予定しております。申請不要な方については、第1回の支払いを7月30日を予定しております。申請が必要な方については、申請をいただいてからおおむね1か月程度でお支払いできるように進めてまいりたいと思っております。

○大藪委員　ありがとうございます。

これらの支給の間違い等、最近江南市ではこういった間違いがちょこちょこありますね。こういった間違い等については、何か策は講じておられます

でしょうか。

○こども政策課長 間違いの策でございますが、まずは、ありふれた形になってしまいますが、まず申請漏れがないかどうかというのをきちんと確認してまいりたいと思います。その際には申請書類のきちんと整理をしていくこと、間違いのない整理をしていくこと、そして複数人での確認をしていくこと、こういったことを心がけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員 ありがとうございます。

最後の質問です。

会計年度任用職員の補正額が補正前よりも極端に高くなっているんですが、これについて御説明をお願いします。

○こども政策課長 この給付金の会計年度任用職員の補正ですが、3名を予定しております。3名で1日7時間、そのうち1名は7月から2月までのちょっと長期間でございます。残りの2名については申請数が多く予想される7月から10月の4か月間を2名予定しておりますので、7月から2月までの1名については、おおむね109万円ぐらい、7月から10月末までぐらいの2名については110万円ぐらいの予算を見込んでおりますので、合わせて221万6,000円というふうな形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員 ありがとうございます。

低所得のお子さんをお持ちの御家庭が、これは本当に助かるという声を本当に言っておりますので、ぜひとも頑張ってもらいたいたいなと思って、以上、要望を言っておしまいにします。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 今の続きで、ちょっとだけお尋ねします。

低所得の1人5万円の子育て世帯の支援金ですけれども、申請が必要だという、要するに、コロナの影響で家計が急変して住民税非課税である者と同様の事情にあると認められる者と、そこところが、住民税均等割非課税というのは普通考えて幾らなんだろうって、さっぱり分からないというのが普通の御家庭だと思います。本当に丁寧にいろんな機会のところで宣伝をして目に留まるような、そういう方こそ必要なのに、そういう方に情報が行かな

いというのが一番大変なところかなと思うんですけど、この層に、具体的にこれぐらいだったら申請できるというのは、どうやって情報を届けていかれるおつもりでしょうか。

- こども政策課長 申請が必要な方で家計が急変した世帯への特に周知ということでありませうけれど、周知一般としましては、先ほどのお答えと同じところがありますが、まずはホームページで、ホームページにもおおむねどれぐらいの収入が非課税世帯相当であるかという表をつけてまいりたいと思います。

広報にはそこまでのところがちょっと割けないものですから、そういう制度があるということをお知らせしていきたいと思ひます。

また同様に、先ほどもちょっと申しましたけれど、一般的な周知といたしまして18歳までの児童を有する方に対してお手紙を差し上げますので、御不明な点があれば、お問合せをいただきたいということをしていきたいと思ひておりますし、先ほどちょっと言うのを忘れたんですが、高校生を養育している保護者に対しては、学校からもチラシが配布されているというふうに県から聞いておりますので、そういったところからもお問合せをしていただけたらと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 掛布委員 ごめんなさい、病児・病後児保育の従業員というか、そこで働く方なんですけれども、保育師と看護師というのが本会議場の議案質疑で答弁がありました。看護師は、クリニックの看護師が必要に応じてそちらに見に行くということなんですけど、保育士はその専任だというお話ですが、保育士の身分というのは、クリニックが雇用者になって雇い入れているという扱いになるんですか、そこだけちょっと確認したいです。

- こども政策課長 保育士に関しましても、おっしゃるように、クリニックが雇い入れた保育士ということでございます。

- 委員長 ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

- 委員長 長尾議員から本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議はありませうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議があるとき。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 すみません、横から失礼いたします。

それでは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について質問させていただきますが、12節の委託料のところに599万5,000円が計上されております。当初予算と合わせて600万円を超えるようなシステム開発ということですが、多分この事業そのものは、国から今回実施しろということで全て10分の10の給付があるということで、その指導の下にというか指示の下に実施する事業なんですが、その1回のためだけにこの600万円強のシステム改修を行うというところが非常にシステムエンジニアとしては気になるところでありまして、これは本当に600万もかけないとやれない事業なのかと。あまり全て手作業でやるという気はないんですけど、もっと簡易な開発で、その分、会計年度任用職員が何かやればできるとか、1回しか使わないもののためにあまり高額な改修費用というのをかけるのはどうかなあという考えもありますので、どういう開発があって、これは本当に必要なのかどうかというところを説明いただければ、お願いします。

○こども政策課長 このシステム構築委託料については大変高額になっていることは承知しております。

内容につきましては、まずは児童手当の対象者、特別児童扶養手当の対象者、そして非課税世帯を抽出するという流れがございまして、そこから例えば、お知らせのお手紙を作る、支払いのための口座振替のデータの作成でありますとか、通知文書でありますとか、そういったものをもろもろセットでこのシステムの中で対応しております。これをシステムを使わないでとなると、まずは膨大な時間、職員の膨大な時間が作業としてかかってまいります。そうしますと支給の日程に影響が出てくるおそれがあると考えますの

で、こうしたシステムを、このためだけとはいえセットアップとさせていただくということに御理解をお願いしたいと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○古池委員　先ほどの病児・病後児保育ですけど、ちょっと簡単なことで。この現場を見てきたんですけど、いわゆるドラッグストアの一部に建っているというところで、たしか建っているところは別の土地のような気がしたんですけど、それはそれでいいんですけど、駐車場がドラッグストアと共用になっている、その辺のところは、はっきり駐車場がしっかりあるかどうかということですね。

それからもう一つ、一般質問のときに利用者なんですけど、家庭で保育できないという人が対象ということでありまして、例えば、じいさん、ばあさんが一緒におるとか近くにおるとか、だけど、やっぱり孫だから面倒見切れん、怖いというようなときは、そういう制限というのはあるかないかということですね。その2点、ちょっとお願いします。

○こども政策課長　まず駐車場の件でございますけれど、あの場所を知っていらっしゃる方は分かるかもしれませんが、薬局の敷地と接するような形で建物が建ちます。駐車場に関しては、薬局の駐車場を共用する形となっております。

あと、もう一点でございますけれど、利用の制限のことでございますけれど、対象となる方というのは、保護者が例えばお仕事をされているとか、冠婚葬祭であるとか、そういったもろもろの様々な事情で病児の子供を一時的に保育できない場合というふうでございます。おじいさん、おばあさんがいる場合はどうかということでございますけれど、そこまで厳密に制限はしておりませんので、その時点で一時的に保育ができないというお申出でもってお預かりをすることになるかと思っております。

○古池委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保育課指導保育士　それでは、保育課所管の該当箇所について御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや下の22款1項2目民生債の説明欄、保育園空調設備改修事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の70ページ、71ページの上段、3款2項2目保育費の保育園施設改修（空調設備）事業でございます。

該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員　すみません、空調改修の財源について、まずお聞きしたいんですけれども、いわゆる空調改修事業債ということで、9割充当の交付税算入が3割という説明が本会議場であったと思うんですけれども、最近、相次いで突然壊れた古知野中保育園をはじめ、東保育園、古知野南保育園が全館空調が一斉に改修になりました。そのときも地方債をちょっとは活用したと思うんですけれども、そのときの地方債とこれは違うんですか。同じ公共施設改修の整備の事業債は同じなんでしょうか。

- 保育課主幹　地方債の活用ということで、前回の保育園の空調改修と今回の保育園の空調改修について、メニューが同じかどうかというお問合せだと思います。今回使わせていただきます起債のメニューといたしましては、公共施設等適正管理推進事業債という起債メニューを想定しております。前回の起債メニューも同様ということになると思いますので、よろしくお願いたします。

- 掛布委員　すみません、前回のときは、こんな9割充当じゃなかったような気がしたので、そんなふうにお尋ねしました。

それで、前回3つ相次いで直したところは全館一体型の、もういつ壊れる

かなというはらはらどきどきのところを直して、もうこれでちょっと一段落かなと言っていたはずなのに、また古知野北保育園が壊れたということで、いわゆるこの後、相次いで毎年のようにこういうことになっていくのか、その後の保育園の空調改修の見通しがどうなっているかということをもまず1点お聞きしたいのと、あと古知野北は、この前直した古知野南、東、古知野中と違って全館一体の空調ではないと思うんですが、今回の予算でどこをどのように直されるということなのか。

あと工期なんですけど、この夏間に合わない、いつどのような時期に改修して、いつ出来上がるのか、それだけちょっとお聞きしたいです。

○保育課主幹　それでは、まず壊れた施設、エアコンの箇所につきまして最初に説明させていただきたいと思います。

今回、空調設備が故障しました箇所といたしましては、1階にございます遊戯室、また保育士室、あとは2階にございます乳児室でございます。このほか保育室が4室ございますけれども、今回故障したのは先ほど申し上げました3室ということになりまして、空調の系統といたしましては、全館ではなく2系統という形で設備がされておるものになります。

2つ目に、今後の改修の進め方というところになってまいりますけれども、今回、補正予算を上程させていただいておりまして、こちらをお認めいただいた後ということになってまいりますけれども、7月中旬頃に業者指名審査委員会、こちらのほうに諮らせていただき、8月の中旬頃に改修工事の契約を締結してまいりたいと考えております。

また、工期といたしましては、8月のこの契約後、12月下旬頃までを想定して考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、今後の空調改修計画というものがあるかどうかというお話でございますが、現在、明確に改修計画というものは立てたものはございませんけれども、保全計画等に基づきまして故障等が起きないように随時更新のほうは考えていきたいと考えております。以上です。よろしくお願いたします。

○掛布委員　すみません、そうすると、この夏には間に合わないということで、この夏をいかに子供たちの安全に気をつけながら乗り切るかということ

は、どのような対策になっているか、お尋ねしたいと思います。

○保育課主幹　今年度の対応ということでございますけれども、当初予算にて仮設の空調の設置の予算を計上させていただいております。先ほどの遊戯室、保育士室、2階にございます乳幼児室、こちらにつきましては、1台ずつでございますけれども仮設のエアコンを設置いたしまして、この夏の対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大薮委員　今の仮設のシステムをとというふうにおっしゃったんですが、古知野町のたしか中央保育園でしたかね、あそこのときに仮設といってスポットクーラーが入っていたんですよ。全く使えなかったんですよ。ひどい話が、クーラーから涼しい風が来るので後ろから熱い風が来ちゃって、結局何の使い物にもならなかった。

ちなみに、今回のこの仮設というのはどのようなものを設置されるんですか。

○保育課主幹　今回仮設で設置させていただくエアコンなんですけれども、1台の保育士室につきましては、通常の御家庭で使われるような壁かけのエアコンになります。

あと2室につきましては、業務用といいますか、縦置きの大型のものになりまして、そちらを個々、各乳児室と遊戯室に設置してまいる予定としておりますのでお願いいたします。

○大薮委員　ということは、熱交換は、暖気は外、冷気は中ということで理解してよろしいですか。

○保育課主幹　はい、そのとおりでございます。

○大薮委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

次に、歳出でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は7万円の増額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 今回のこのキャリアスクールプロジェクトで県の事業ということなんですけれども、内容が、この講話とか云々書いてありますけれども、もうちょっと内容的なところを教えていただきたいというのと、あと、これは何時間ぐらいのこのプログラムになっているかをちょっと教えていただけますか。

○教育課長 まず1点目の内容についてでございますが、まずこちらのほうは県の委託事業というようなことで、古知野北小学校で実施するというようなことになってきます。

また、具体的な内容につきましては、専門的な技能を持った方を招いた講演や体験学習などを通じ、子供たちの主体性を育むというようなことになってきます。

それで、3年前に平成30年に古知野南小学校のほうで同じような事業を実施しておりますので、その内容を少し御紹介させていただきますと、高学年を対象に、義肢装具士、義足を作る方ですね、義肢装具士や歯科医師、美容師などの講演を開催いたしまして、その後、アクティブラーニングの視点からクラスで感想など話し合いを行い、後日、講演を聞いた高学年の代表者が低学年を含む全児童・生徒にプレゼンテーションを行ったというような内容でございます。

○野下委員 ということは、専門的な方々をお招きして、そういうことを実施された。今回も同じ、違うかも分かりませんが、内容は同じような内容

をされるということになるんでしょうね。

○教育課長　　今回も同じような内容でというふうに聞いております。

○野下委員　　じゃあ、もう一点。

県からのこういう委託事業で、あと何時間か教えてほしいんですけど、なった場合って、よくいろんな学校に来ていただいて、その実績の発表をするような、そういう機会というのが学校によってはあったような気もするんですけど、今回はそういうことはないんですよ。対外的にいろんな学校が来ていただいて、この報告というか、こういう成果ですよとか、そういう報告というのはいないんですよ、今回は。ないんですか、今までも。

○教育課管理指導主事　　各学校がその学校に聞きに来るという意味でしょうか。

○野下委員　　発表する機会というのは、こういうふうにやりましたと、それでこういう成果が出ましたというところを、近隣の先生が見えて発表する機会とはまた違うやつですか。

○教育課管理指導主事　　そのような学校が来てということではございません。学校の中で低学年のほうに伝えていくとか、そういうような形で動いております。

○野下委員　　時間だけ。

○教育課長　　時間については、何時間ということとはなかなかちょっと難しいんですが、ただ日数でいいますと数日かけてと、講演で当然1日かかるものですから、講演で1日かかりますし、数日間かけてというようなことになってくるかと思えます。

○教育長　　これは県の委託事業でありまして、時間数とか、あるいは日数とか、そういうのは制限がございません。通常のキャリア教育の中の充実させていくということでの委託事業でありますので、特段それは県のほうから示されているわけではありませんけれども、内容については、おおむねこういうことができるでしょうということ示されますけれども、あとは学校の判断で、小学生においてもキャリア教育を充実させて、そして中学校へつなげていくというようなことから、これが委託事業として行われているというふうに御理解をいただければ、あくまでも学校判断でありますので、先ほどの

研究発表の話もありますが、学校が研究発表したいということであればすればいいわけですが、基本的にはそれが求められているわけではないと、事業報告として上げられるということになると思います。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩に入ります。

午前10時41分　休　憩

午前10時54分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや上の19款1項1目1節基金繰入金のうち、生涯学習課所管分の江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は176万円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　新規購入する新しい図書館の2万冊について、TRCマークを作成するという提案の説明だったんですけれども、TRCマークというのがいま一つ、ちょっと調べたんですけれども、しっくりよく分からないので、説明していただきたいんですが、いわゆる図書館の蔵書についての簡単に検索できるような情報データベースというふうなのかなと思いつつ、全国でシェアが9割もいっているの、ほとんどの図書館がTRCマークを採用して

いるということらしいので、当然随意契約になっていくのかなと思うんですけど、もうちょっとTRCマークについて説明をしていただきたいと思います。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　　初めに、マークというのがどういうものかということの説明させていただきます。

マークにつきましては、図書館の資料、本をコンピューターで管理するための書誌データ、書誌情報でございます。例えば本のタイトル、著者の経歴とか、あと本の内容、ジャンル、児童書でいけば対象年齢とかページ数、いろいろな書籍のデータにそれぞれの図書館で利用する登録番号であったり、それぞれの図書館に配架する位置を示した記号であったりというのを付加したものでございます。

TRCマークをなぜ採用するかということでございますけど、こちらにつきましては、現在の図書館もTRCのマークを使っておりまして、規格を統一する必要があるということで、TRCマークを採用するというところでございます。特に先ほど掛布委員がおっしゃられた9割近くのシェアがあるということで、図書館のシステムについてもいろいろな汎用性もあるということで、TRCマークを採用するというところでございます。

- 掛布委員　　いわゆる本の背表紙、あるいは裏表紙に江南市立図書館とかバーコードが書いたものとか、背表紙にナンバーとか、著作者のイニシャルを入れたものを貼り付ける、それもこれは予算として入っているということなんでしょうか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　　今の本の装備であるとか、また裏に貼るICチップであるとか、ああいうものについては、当初の書籍の購入費の中に含まれておりまして、今回のマークの委託料についてはこれは含んでおりません。

- 掛布委員　　そういうふうな実際に作業が必要になる、貼付けの予算は組まずに、あくまでの情報のデータベースをつくる予算というものが、この176万円、2万冊についてということみたいですが、提案説明のどこかで、ICタグもつけるというふうに言われたんですが、今の江南市立図書館の蔵書には、もちろんICタグはついていないと思うんですけど、新図書館になると

いわゆる自動貸出機だとか自動返却装置だとか、出入口に勝手に持っていかないようにブザーが鳴る装置とかつけるので、新図書館に持ち込む新しく買うものだけじゃなくて、今ある市立図書館の蔵書についても I C タグとかつけないといけないことになるわけなんですけれども、たしか 12 万冊のうち 2 万冊は捨てるけれども、10 万冊は新しい図書館に持っていくということなので、その 10 万冊の今ある図書館の蔵書についての I C タグをつけるというのは、どこかで予算化をされておるんでしょうか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　すみません、今の 12 万冊のうち 2 万冊を捨てるというのは、決まっているわけではないので、すみません。当然全部持っていくことは難しいので、また除籍はしっかり行って、必要なものだけ持っていきたいと思っています。

I C タグにつきましては、今のマークに含むわけではなくて、先ほど申し上げたとおり、含むわけではなくて別途行いますので、現在の図書館に置いてある書籍については、来年度また予算のほうを計上したいと考えております。

- 掛布委員　要するに、新しく公認をする蔵書、今回 2 万冊について T R C マークの作成ということは、もう新しい図書館に入れる 2 万冊についての選書というのが終わって、これを買いますよということになっていて初めて T R C マークができるわけなんですけど、新図書館に入れる蔵書についての選書委員会とか、それはいつどのように開かれたのか、開かれるのか、どういうメンバーでどうしていくのかというのを教えてください。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　選書委員会という御質問なんですが、選書委員会はもう既に開いておりまして、大体ペースとしては月 2 回ほど開催をする予定でございます。

現在のところ、4 回開催をしております、委員のほうですけど、基本的に司書資格を有する方と、あと図書館の現在の職員の方ということで、図書館の職員の方と、あと学校の図書館司書の方に委員になっていただいております。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

- 大藪委員　こちらに購入図書 of 整備というふうに書いてあるので、これに

ついてお尋ねします。

購入図書の選考基準というか、こんなふうを選んでいくという基準をお聞かせください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今の図書館でも基準として設けているものですが、図書館の図書収集要領というのがございまして、そちらに基づいて図書の収集は行っております。それぞれまたほかにも収集基準というのを設けてございまして、その収集基準というのが各一般書であったり、児童書であったり、それぞれについてどのようなものをどうして集めていくかということを経験を設けております。その基準に沿って選定を行っております。

○大蔵委員　デジタル図書などの整備を今後していくような動きというのはあるんでしょうか、お尋ねします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在の図書館でもタブレットの貸出しで青空文庫というのを貸出しをやっているんですが、青空文庫というのは、著作権が切れた書籍についてのデジタル図書という形ではやっていますが、なかなか利用が少ないという現状がありまして、新しい図書館についてもそのような状況ではさすがに市民の方のニーズには応えられないということで、今の図書館の基本計画の中でも定めていますが、市域全体で楽しんでいただくということで、例えば今の図書館に来ることが困難な方であったり、あと時間内に来ることが難しい方であったり、あとタブレットとかスマホに慣れた小・中学生が、電子図書の活用が増えるだろうということで、その辺りもちょっと考えながら、今後また検討していきたいと思っております。

○大蔵委員　ありがとうございます。

最後の質問です。

先ほど、選考委員会というのがあるというふうにお答えがあったんですけども、これは基本的に市の司書ですとか、いろんなプロというか専門家ですよね。今回の新しい図書館にあっては、市民のニーズについてどういう形でどんなふうにお応えいただけるのかということをお尋ねします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　先ほど収集要領というのを江南市の収集する基準についてということでしたが、その中にも収集の基本方針の中に、市民の要望や利用状況を把握し、収集に反映させるという記述がありま

して、現在の図書館でも利用者の方からリクエストというのを受け付けております。今後もリクエストをしっかりと気にしながら、しっかりとニーズのほうに答えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時06分　休　憩

午前11時06分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を行います。

議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号　令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて、議案第51号　令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第51号について御説明いたします。

議案書の81ページをお願いいたします。

令和3年議案第51号　令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

第1表　歳入歳出予算補正でございます。

次に、84ページ、85ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

2款2項6目事務費補助金は251万7,000円。

6款1項5目その他一般会計繰入金は403万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費でございます。

補正予算額は655万3,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　二、三点お伺いしたいと思います。

介護サービス給付管理事業ということで、先日の議案質疑の中にあつたデータの作成処理誤りという答弁があつたと思います。その中で、個人の被保険者番号と口座番号を取り違えたということなんだけれども、個人の被保険者番号というのは何桁なんですか。口座番号は、我々もそうなんだけど、7桁だと思ふんだけど、ここは何桁になりますか。

○高齢者生きがい課長　介護保険の被保険者番号につきましては、江南市は10桁を採用しております。

○河合委員　全部間違えるということは、多分10桁のうちのどこか7桁、頭から7桁なのか下から7桁なんかをそっくりそのまま多分口座番号と間違えたんじゃないかなと思ふんです。手作業じゃないはずだから、データをそのまま移し替えちゃつたという事実だと思うんだけど、本来からいけば1人か2人確認すればすぐ分かる話だね、本当からいけば。全部間違えておるんだから、全部。だから、どこかの被保険者番号の10桁のうちの頭から7桁なのか下から7桁なんか、多分それをそのまま口座番号と間違えた。だけど、1つ2つ比べてみりゃ、明らかにすぐ分かる。単純なミスだと思うんだけど、チェックが甘かつたということで、陳謝されたでいいんだけど、問題は三菱UFJにお支払いする880円、通常のお金だよ、1件当たり880円というの

は、通常880円ですか。

○高齢者生きがい課長 通常の公金の支払いにつきましては、手数料はかかっておりません。

○河合委員 ある市町でお聞きしたら、ある市は誰かがお願いをしたら、ただにしてくれたと。ある市町は500幾らで済んだとか300幾らで済んだとかということで、江南市は答弁でいくと880円の93万1,000円をお支払いすることで、値引き交渉はされたんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 今回の再振込に関しまして、三菱UFJ銀行をはじめ各金融機関の方には多大な御迷惑をおかけしました。その上で、会計管理者を通じ、手数料のお支払いについては免除していただけないかと交渉いたしました。応じていただけなかったものです。

○河合委員 分かりました。

だけど、今回はやむを得んかもしれんけれども、実際に各市町はそういうお願いをしておる。で、聞いてくれたらしいよ、三菱UFJは。だから、江南市ももう少し粘り強く交渉して、少しでも値引きできるように頑張っていたきたいなと思います。間違えたもんはしょうがないと思っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 介護保険のシステム等改修事業のことでお聞きしたいんですが、改正の理由が、介護報酬の改定など本改正に対応するシステム改修とあるんですけど、提案理由のときにいろいろ読み上げられまして、ちょっと筆記し切れなかったので、もう一度、何と何と何についてシステム改修が必要かということの説明していただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長 今回のシステム改修の主な改正内容は3点でございます。

1点目は、高額介護サービス費の見直しです。

こちらは、令和3年8月より、負担能力に応じた負担とする観点から、現行の現役並み所得者の上限額を年収に応じて見直すため、算定基準額の追加を行うという内容でございます。

2点目は、食費・居住費の助成の見直しでございます。

こちらにつきましても、8月より負担能力に応じた負担となるよう見直しが行われますので、こちらについての改正でございます。

3点目は、税制改正でございます。

平成30年の税制改正によりまして、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を引き上げることとされました。令和2年分以後の所得税についても適用されることになりました。このため、利用者負担割合、高額介護サービス費、補足給付対応において、税制改正後に所得が増加し、従前の利用者負担よりも負担が増加しないようにするための改正でございます。

○掛布委員 税制対応は仕方がないというか、当然ですけれども、高額介護サービス費の負担能力に応じた見直し、要するに値上げがかなりあるということと、もう一つ言われた施設入所の方の主に食費、いわゆる低所得の方の食費の負担軽減がされていたのが、負担軽減を外してしまっただけでなく負担を重くする。たかだか年金収入が月に10万円そこそこの人の負担が月に2万2,000円もアップするという、本当にこれは物すごい負担増で、困られる方が続出すると思うんですが、その中でまず1点は、当初予算で出てきたときにお尋ねしましたが、江南市内で何人該当される方がいらっしゃるかということが、お答えがなかったんですね。それは、いわゆるたんす預金も含めた預貯金が支給要件に関わっていて、そここのところも変わるので、即座には分からないと言われたんですが、8月実施ということで、システム改修までされるので、現時点では分かっていると思うんですが、何人ほどこれに引っかかって負担増になられる方がいらっしゃるかということをお尋ねしたいのと、いわゆる預貯金とか、もう要件にカウントするというので、刻々と変わっていく銀行の貯金や、いわゆるたんす預金なんて本当に分からないですね、どなたが幾ら持っているか。そこまで手を突っ込んで調べて、給付要件を変えていく、負担増のほうに振り分けていくということをするわけなので、それというのは誰がどのような手段で調べて、システムをつくるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○高齢者生きがい課長 まず1点目の対象となる方が何人いらっしゃるかということなんですけれども、3月と同様に、預貯金の額までは現時点で把握

することができませんので、限度額認定証を6月現在発行している人数についてお答えします。

年金収入が80万円以下の第2段階に相当する方が170人です。第3段階の年金収入80万円超120万円以下の方が126人です。年金収入120万円超える方が300人でございます。

2点目の貯金の残高というお話なんですけれども、こちらにつきましては、限度額認定者の申請を受付いたします。その時点で御家族の方が申請に来られるわけなんですけれども、御本人様の御収入の分かるもの、預貯金の通帳などをお持ちいただいて、確認をさせていただいております。

○掛布委員　そうすると、預貯金の確認というのは、年に1回自己申請ということで、刻々と変わるような把握はできないし、あくまでも市のほうで何か預貯金口座を調べるとか、そういうわけではなく、あくまでも自己申請で調べていかれるということによろしいですね。

○高齢者生きがい課長　委員、おっしゃるとおりで、自己申告によるものがございます。

預貯金の残高というのは、もちろん使えば減っていくものになりますので、例えば現時点で申請していただいたときに預貯金額が基準を超えていて限度額認定証が発行できなかった場合においても、その残高が減って基準内になった時点で再度申請をしていただければ、それからの認定証を発行することは可能でございます。

○掛布委員　この今回のシステム改修に伴う、もうすぐですけど、8月からの補足給付の縮減で本当に大きな影響を受ける、該当、すぽっとはまってしまう方については大変なことなんですけれども、それはどのように周知をすることになっているんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　広報、ホームページ等通じて周知を図ってまいります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　先ほどの河合委員から質問のありました介護保険特別会計補正予算（第1号）について、もう少し掘り下げてではないんですが、今回、この振込においていろいろあったわけなんですけど、振込のためのデータの入力

誤りということですが、何人で御担当してみえますか。

○高齢者生きがい課長 担当していた者は、正規職員1名と会計年度任用職員1名でございます。

○大藪委員 今回のミスということでは言われたんですが、今後の対応をお聞かせください。

○高齢者生きがい課長 誤りがあったのは4月の振込だったんですけども、現時点で振込データの作成過程にある手作業の部分を誤りの起きにくいような方法に一部変更いたしました。

また、口座情報の登録を行ったもののデータの確認を複数職員で行い、振込データを最終的につくった段階でも再度複数の職員による確認を行い、再発防止に努めてまいります。

○大藪委員 ありがとうございます。

先ほどの河合委員がおっしゃったような値段の振込手数料の交渉なんかは恐らく金額も金額ですね、市長が電話1本で結構金額的にいいふうになるかもしれませんので、そんなときはぜひ市長に頼っていただいて、少しでも出ていくお金を減らすように御協力のほうをお願いします。

以上、要望で終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長　　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

資料については会議システムに登録させていただきましたので、タブレット端末から御覧ください。

年度調査事項につきましては、令和2年度におきまして調査事項だったものをまずは述べさせていただきます。

1. 子育て支援について、2. 介護保険、高齢者福祉について、3. 障害者福祉について、4. 健康医療行政について、5. 教育行政について、6. 図書館行政について、7. 少子化対策について、8. その他当委員会の所管する事項についてが令和2年度の調査事項でございましたが、令和3年度で何かこれを追加するもの、もしくは省くもの等が御意見ございましたらお願いいたします。

○掛布委員　　コロナ感染対策、感染防止、ワクチン接種体制など、大ざっぱですけれども、今どきのものを追加したらどうかと思います。

○古池委員　　その他に入るかもしれませんが、給食センターについてというのはどうですか。その他に入るか教育に入るか。

○委員長　　今、2点意見がございました。

コロナ関係の項目と給食センターの項目でございます。

一部からはその他でどうだということもございますが、御意見等がございましたらお願いいたします。

1個独立した項目にするのか、その他の項目の中に重要項目として入れるのか。

○河合委員　　掛布委員の言うようなコロナもよう分かるんだけど、相手が私は受けてくれないような気がするんだわ。向こうも必死だもんで、意見交換なら別なんだけど、コロナはいずれ終息するらしいから、その他で消える話

だもんで、給食については、新しく給食センターを造らなければいけないから、あまり項目を増やしてもどうかと思いますので、教育行政に入るのかな。その中でやっていけばいいと思います。改めてやらなくても。

○委員長　ほか、御意見いかがでしょうか。

実は、私もコロナに関しましては、非常に重要ですが、期限のあることです。今の河合委員の意見に賛成したいと思いますが、ほか御意見ございましたらお願いいたします。

○大藪委員　今のコロナに関しては多分期限が来ると思うんですけど、今後、感染症対策はある程度、コロナじゃないものが来てもできるように、その他のところでいいんですけど、そういうのも含めておくといいかなというふうにちょっと感じます。よろしくをお願いします。

○委員長　今の意見に対しては、いかがでしょうか。

○野下委員　最後は、委員長がおっしゃったような、ほかの委員もあったように、その中に入れ込んで、その他の中に入れ込んでいくと。また引っ張り出してくるという形で、8つでいかがでしょうか。

○委員長　では、給食センターの件に関しましては、5番の教育行政の中に。コロナに関しては期限があるということで8番のその他。そして、感染症に関しても今後起こるかどうかわかりませんので、その都度の対応ということで、今回はその他ということで、この8項目を継続して調査事項のほうにさせていただきます。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　では、それで調査事項のほうは決めさせていただきます。

では、今年度の当委員会の調査事項は昨年同様1番から8番までの内容に決定いたしました。

会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査として議長に申出をしたいと思います。

行政視察について

○委員長　　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中、江南市議会としても現在視察の受入れを見合わせているところでございます。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況を見ながら協議を行っていきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　私の意見といたしましては、ワクチン接種が、菅総理もおっしゃっているとおり11月までに希望者に対する接種を終了したい。計画としては来年の2月までにはということがあります。ワクチン接種が人口の4割を超えると急激な感染は収まるということもメディアで聞き及んでおりますし、7割から8割まで打つと拡大はもうほとんどなくなるだろうということを知っておりますので、その状況に応じて、また御提案のほうをさせていただきたいと思っております。そんなことでよろしく願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会につきましては、コロナ禍でございますが、実施していきたいと考えておりますので、研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思っております。

日程は、議会会議や視察がないところになるろうかと思っております。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、私のほうから1つ研修テーマのほうを提案させていただきたいと思っておりますけれども、厚生文教委員会ということで、私も非常に興味があることなんですけれども、江南市の歴史についてを1つのテーマにし

たらどうかと思います。

江南市の成り立ちというか、調べますと、昭和の大合併があって、それで江南市というのがあるわけなんですけれども、例えば江戸時代の江南市、この地域はどうだったかとか、室町の頃はどうかだったのか、そこまで深掘りすることはないかと思うんですけれども、江戸時代ぐらいからの歴史もちょっと勉強、研修できたらいいのかなと思ったりするんですけれども、私のほうからこのような江南市の歴史についてというものを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○野下委員 委員長も今日のために練った案だと思いますけれども、ほかの委員も今日の今日ですから、ちょっと考えてもらって、もしあったら委員長とか副委員長のほうに申し出て、なければ委員長の案ということで、ある程度期限だけ切ってされたらどうでしょうか。

○委員長 ほか御意見ございませんでしょうか。

○古池委員 今の歴史の話ですけど、江南に今郷土史研究会というのがありますけど、そういう団体にいろいろ協力してもらってやったらいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長 ほか意見はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、古池委員のほうからも郷土史研究会というものがあるということでありましたので、そのほかにも野下委員がおっしゃるとおり、また御意見、御提案があるやもしれませんので、そのときはまた事務局までお知らせください。9月の委員会の折に、皆様の御意見、御提案などを踏まえて、改めて相談させていただきます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日はいい質疑ができたと思いますので、また今後どうぞよろしく願いいたします。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時36分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男